

令和元年度

# 介護保険料の決定

介護保険制度は、国や道、市町村が負担する「公費」と、皆さんが納める「介護保険料」を財源として運営しています。

介護保険料の額は、皆さんが住み慣れたまちで、いつまでも安心して暮らせるように、介護保険サービスがどれくらい必要になるのかを見込んで介護保険事業計画を策定し、決定しています。

今年度10月からの消費税引き上げに伴い、第1～3段階の介護保険料額が見直されました。

8月中旬に65歳以上の皆さんに介護保険料額を郵送で個別にお知らせします。

## 介護保険料基準額：年額62,400円（月額5,200円）

段階	対象	算定基準	年間保険料額
第1段階	・生活保護を受けている方 ・世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている方、または前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方	基準額×0.375	23,400円
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円以下の方	基準額×0.625	39,000円
第3段階	・世帯全員が住民税非課税の方（第1、2段階以外の方）	基準額×0.725	45,240円
第4段階	・本人は住民税非課税だが、世帯の誰かに住民税が課税されていて、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方	基準額×0.9	56,160円
第5段階	・本人は住民税非課税だが、世帯の誰かに住民税が課税されている方（第4段階以外の方）	基準額	62,400円
第6段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.2	74,880円
第7段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	基準額×1.3	81,120円
第8段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	基準額×1.5	93,600円
第9段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上500万円未満の方	基準額×1.7	106,080円
第10段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上の方	基準額×1.8	112,320円

### 所得の申告をお忘れなく

空知中部広域連合では介護保険法に基づき、構成市町から皆さんの所得情報を得て、本人と世帯員の市町村民税の課税状況と所得などを基に介護保険料を算定しています。

所得が未申告だと正しい介護保険料の算定ができません。未申告の方は、役場住民課で所得の申告をお願いします。

### 介護保険料が未納だと・・・

介護保険料の納め忘れがあると、未納期間に応じて、介護サービスを利用しようとするときに給付に制限を受けます。必ず納期限内に納めてください。

国民健康保険税（国保税）は、それぞれの収入や資産、加入世帯員数に応じてお金を出し合い、病気やケガなどの医療費に充てる税金です。国保税額は医療分、後期高齢者医療制度を支援するための支援金分、40歳～64歳の人が納める介護保険料の介護分の合計額で算定します。2019年度の税率は下の表のとおりです。

# 国民健康保険税



## 2019年度国保税率表

	賦課基準	医療分	支援分	介護分
所得割	前年の総所得金額などから基礎控除額33万円を引いた額	9.0%	1.5%	1.2%
資産割	2019年度に納付すべき土地と家屋にかかる固定資産税額	40.0%	7.0%	8.0%
均等割	加入者1人につき	29,000円	7,000円	8,000円
平等割	加入1世帯につき	29,000円	5,000円	6,000円
課税限度額	合計額の限度額	610,000円	190,000円	160,000円

※医療分の課税限度額が58万円から61万円に変更されます。

倒産や解雇、雇い止めなどにより離職された方は、国保税が離職日の翌日から一定の期間、軽減されます。

### 離職による軽減

#### 5割軽減基準

改正前	33万円 + 【27.5万円 × (被保険者数 + 旧国保被保険者数)】 以下
改正後	33万円 + 【28万円 × (被保険者数 + 旧国保被保険者数)】 以下

#### 2割軽減基準

改正前	33万円 + 【50万円 × (被保険者数 + 旧国保被保険者数)】 以下
改正後	33万円 + 【51万円 × (被保険者数 + 旧国保被保険者数)】 以下

※【旧国保被保険者数】とは国民健康保険制度から後期高齢者医療制度に移行された方です。

### 所得に応じた軽減の拡大

所得に応じた国保税の軽減基準（5割軽減と2割軽減の基準額）が2019年度分から拡大されます。なお、7割軽減の基準は変更ありません。

対象 次の全てに該当する方

- ・離職日に65歳未満
- ・雇用保険受給資格者証の離職理由コードが11、12、21、22、23、31、32、33、34のいずれか
- ※季節的に雇用されている方や定年退職者、自己都合の退職者は対象外です。

### 軽減の内容

国保税を算定する際に、対象者の前年の給与所得を100分の30とみなします。※給与所得以外の所得や対象者以外の被保険者の所得は軽減の対象外です。

### 適用期間

離職の翌日から翌年度末まで  
申請時必要なもの

- ・雇用保険受給資格者証
- ・印鑑

### 申請・問合せ

住民課 町税G  
76-2130



### 保険税額のお知らせ

7月15日(月)に平成31年度国民健康保険税納税通知書を郵送します。

なお、元号表記が平成の箇所がありますが、令和対応日に読み替えてください。

※法律上有効と認められています。